

～みんなで支える地域の笑顔～

☆地域包括ケアふじえだプロジェクト☆

令和元年6月20日 VOL. 106

より利用しやすい訪問型サービスにするために ～緩和基準訪問型サービス事業意見交換会を開催～



事業所職員との情報交換

令和元年6月11日（火）に「緩和基準訪問型サービス事業単価改定等に関する意見交換会」（以下「意見交換会」）を開催しました。これは、令和元年10月1日に予定している訪問型サービス事業の単価改定に伴い、市独自の基準によるサービスである緩和基準訪問型サービスの参入事業所の増加・事業拡大を図り実施したものです。

訪問型サービスを実施している9事業所15名が出席した意見交換会では、その改定に関する意見とともに、緩和基準訪問型サービスに関して事業所から現状の課題についての情報と、

緩和基準訪問型サービスをよりよくしていくため、事業所ごとの現状や事業の改善点について活発な意見交換を行いました。

意見交換会の冒頭では、地域包括ケア推進課からの介護予防・生活支援マネジメントの現状と訪問型サービス事業の単価改定について説明を行い、事業所から現状の訪問型サービスに関してヘルパーの不足や高齢化、ヘルパーの移動・研修にかかるコストが業務時間に対して大きいことなどの事業所運営に関する課題が挙げられました。

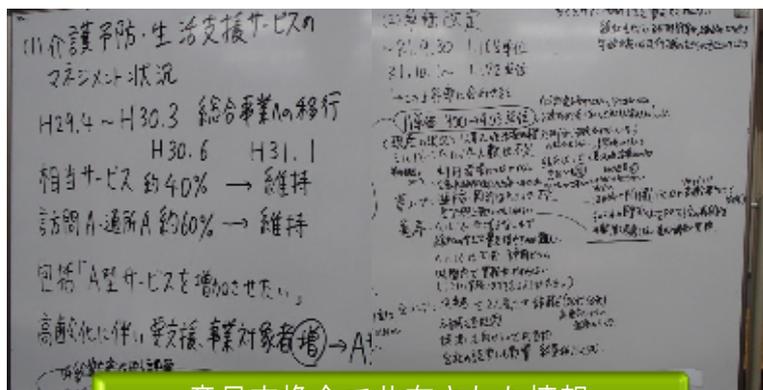
今回の意見交換会で交わされた意見に加え、訪問型サービス事業所に対して詳細なアンケートを実施し、市民の皆様が利用しやすく、同時に事業所が参入しやすく、サービスを継続でき、市全体で訪問型サービスが充実するような事業づくりを推進していきます。

【訪問型サービス事業】

ヘルパーが高齢者の方の自宅に伺い、家事を中心に高齢者の暮らしを支援するサービスです。ケアマネジャーと相談を行い、曜日と利用時間を決めます。

【緩和基準訪問型サービス事業】

幅広く高齢者の支援を行うために、事業所のサービス実施基準を緩和した訪問型サービス事業です。事業対象者・要支援者が対象で、現在10事業所が指定・委託を受けています。



意見交換会で共有された情報

健康福祉部 地域包括ケア推進課

TEL 054-643-3225 E-mail chiikicare@city.fujieda.lg.jp